

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広 報

すいどう

No.58 令和8年8月



5月27日に檜葉小学校の生徒さん達が施設見学に訪れました。

もくじ

P1 表紙（目次）

P2 水道事業運営審議会の答申／理事・議会議員・監査委員名簿
議会定例会報告

P3 令和8年度予算のあらまし

P4 人工衛星を活用した漏水調査／水質検査計画

P5 水道メーター交換／検針票からわかること

P6 施設見学／特定帰還居住区域等の水道管復旧
ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小塙字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385

水道事業運営審議会の答申について

令和8年4月27日、双葉地方水道企業団水道事業運営審議会の坂本栄司会長、小柳薫副会長より答申書が企業長に手交されました。

本答申は、昨年11月5日に、企業長から水道事業運営審議会へ「適正な水道料金のあり方について」の諮問を行い、計5回の審議会を経てまとめられたものです。

今後は、本答申をもとに条例改正案を議会に提出し審議いただくことになります。



答申の概要

- ① 水道料金の増額改定が必要である。
(平均改定率：約35%)
- ② 水道料金の算定期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。
- ③ 基本水量制(10㎡)を継続することが適当である。

今後も経費の削減や適切な施設の維持管理に努めながら、水道事業の経営健全化を図ってまいります。

理事・議会議員・監査委員 名簿 (令和8年7月1日現在)

理 事

企業長	松 本 幸 英 (桧葉町長)
副企業長	山 本 育 男 (富岡町長)
理 事	小 松 和 真 (広野町長)
理 事	吉 田 淳 (大熊町長)
理 事	伊 澤 史 朗 (双葉町長)

監 査 委 員

代表監査委員	坂 本 和 久 (富岡町)
監 査 委 員	松 本 和 也 (桧葉町)

議 会 議 員

議 長	遠 藤 浩 (広野町議会議員)
副議長	高 萩 文 孝 (双葉町議会議員)
議 員	西 本 久 雄 (広野町議会議員)
議 員	松 本 路 人 (桧葉町議会議員)
議 員	坂 本 洋 (桧葉町議会議員)
議 員	辺 見 珠 美 (富岡町議会議員)
議 員	佐 藤 啓 憲 (富岡町議会議員)
議 員	石 井 和 弘 (大熊町議会議員)
議 員	武 内 正 則 (大熊町議会議員)
議 員	渡 部 昭 洋 (双葉町議会議員)

議会定例会報告

令和8年第1回議会定例会 提出議案の審議結果 (令和8年2月20日開催)

議案番号	件 名	結果
議案第1号	令和7年度双葉地方水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	可決
議案第2号	令和7年度双葉地方水道企業団工業用水道事業会計補正予算(第2号)について	可決
議案第3号	令和8年度双葉地方水道企業団水道事業会計予算について	可決
議案第4号	令和8年度双葉地方水道企業団工業用水道事業会計予算について	可決

令和8年度 予算のあらまし

問：総務課財政係
☎：0240-25-5315

〈水道事業会計〉

単位：千円

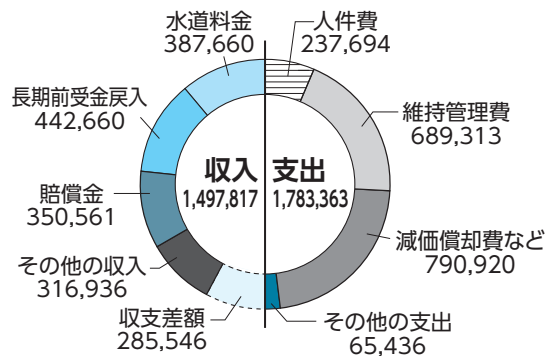
収益的収支

(水道水を作りお届けするための収支)

収入では、総額14億9,781万7千円を見込んでおりますが、水道料金収入はいまだ震災前の48%程度にとどまり、いまだ厳しい財政状況であります。

一方、人件費や施設の維持管理費をはじめとした支出では、総額17億8,336万3千円を見込んでおります。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△2億8,554万6千円となる見通しです。

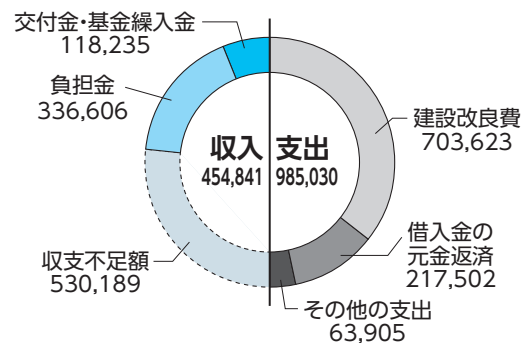


資本的収支

(施設を整備するための収支)

資本的収支については、復興関連事業に伴う配水管布設工事、道路改良事業に併せた配水管移設工事、水道施設の老朽設備更新工事を予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない支出）等で補てんする予算となっております。



〈工業用水道事業会計〉

単位：千円

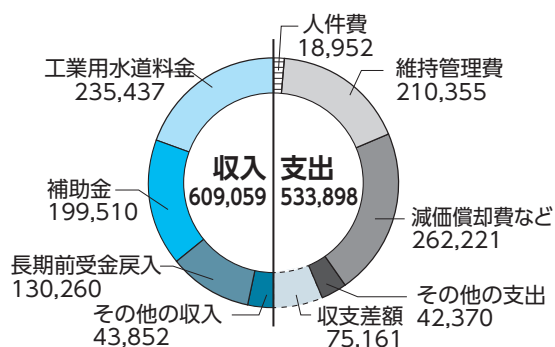
収益的収支

(工業用水を作りお届けするための収支)

収入では、給水事業所は前年同であるが契約水量の減量があり、水道料金収入は減少し、収入総額は6億905万9千円を見込んでおります。

一方、支出では、施設の維持管理等の委託料が増加しているものの、修繕費の減少などにより、支出総額は5億3,389万8千円を見込んでおります。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、7,516万1千円となる見通しです。

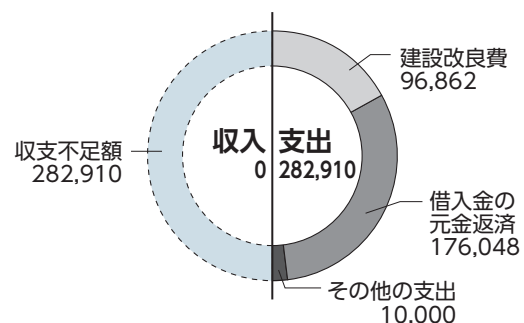


資本的収支

(施設を整備するための収支)

資本的収支については、工業用水を安定供給するために、水道施設の老朽設備更新工事を予定しております。

収支不足額については、減債積立金や内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない支出）等で補てんする予算となっております。



人工衛星を活用した漏水調査を実施します

令和8年2月12日、宮城県庁に東北の15水道事業体と4県が一堂に会し、「衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注に関する基本合意」を締結しました。水道分野での共同発注において4県の15事業体が連携して行う取り組みは、全国でも例がない規模となります。

この技術は国土交通省の「上下水道技術DXカタログ」にも掲載されている最新技術であり、国内でも多くの事業体で導入実績があります。東北地方では宮城県を中心に令和6年度から共同発注による取り組みが続けられており、従来の調査方式と比べて、業務の効率化や大幅なコスト削減といったメリットが生まれています。



〈基本合意締結式〉

その後の協議を経て協定書が締結され、公募型プロポーザル方式での事業者募集を行うことが決定しました。

令和8年6月11日に宮城県庁で行われた厳正な審査の結果、契約の相手方が決定し、現在、人工衛星からの情報取得やビッグデータを用いたAIによる解析作業が進められています。

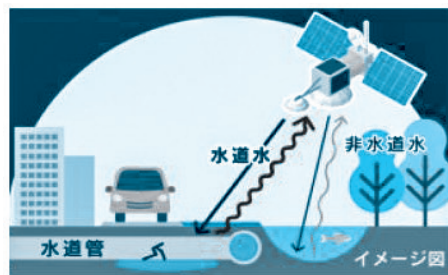
今後は、得られた成果をもとに漏水箇所の特定・修理を実施する計画となっています。

【衛星漏水調査とは？】

宇宙空間を周回する人工衛星から取得したデータに加え、様々なビッグデータなどをAIで解析することで、給水区域全域の調査が一度に実施でき、漏水箇所を100mメッシュで絞り込むことが可能。

その後に実施する路面音聴調査の範囲を従来の10分の1ほどまで縮小でき、調査の効率化やコスト削減効果が期待できる。

老朽管路の増大と熟練技術者の不足という課題を解決するために、期待されてる最新技術です。



令和8年度 水質検査計画の策定

問：施設課浄水係
☎：0240-25-5341

水質検査計画とは、水質検査の「採水地点」、「検査項目」、「検査頻度」などについて定めたもので、法令により毎年度策定し公表することが義務付けられています。

企業団では、水道使用者の皆さんにより安心して水道水をご利用いただくために、この検査計画に基づき水質検査を行い、検査結果を公表しています。



← 水質検査計画
水質検査結果はコチラ



← 放射性物質モニタリング
検査結果はコチラ

水道メーターの交換にご協力ください

問：総務課営業係
☎：0240-25-5323

計量法に基づき有効期間（8年）が満了する水道メーターの交換作業を実施しています。
交換が必要となるご家庭や事業所へ、企業団が委託した指定給水装置工事業者の作業担当者がお伺いしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※作業担当者は、**企業団発行の身分証を携帯**しています。

1. 交換時期 7月～12月
2. 交換作業時間 15分～30分程度
3. 交換費用 無料

※交換作業中は**断水**となります。

※ご不在の場合でも交換作業は実施します。

NEW



検針票からわかること

問：総務課営業係
☎：0240-25-5323



水道メーターの検針は、毎月1回（1日～8日の期間内）行っています。
検針時には「使用水量のお知らせ」（検針票）をお渡ししていますので、使用水量や金額等をご確認ください。

※検針票はポスト投函しておりますので、郵便ポストが未設置のお客様は設置をお願いいたします。

使用水量のお知らせ

今回ご使用水量	
① お客様番号	口径
検針年月 年 月 日	
用途	
今回 指針	m ³
前回 指針	m ³
旧メーター水量(+)	m ³
使用水量	m ³
使用期間	年 月 日～年 月 日
検針員	

請求予定金額	
② 使用水量	上水 m ³ 下水 m ³
水道料金	円 (円)
下水道使用料	円 (円)
③ 合計金額	円 (円)

()内は消費税等額を表示しています。(税率 10%)

このお知らせでは直接集金は致しません。

※ 月分の口座への入金 は 月 日 までお願いいたします。

口座振替済通知書	
④	年 月 分 (年 月 日 振替)
使用水量	上水 m ³ 下水 m ³
水道料金	円 (円)
下水道使用料	円 (円)
振替金額	円 (円)

上記の金額を口座振替により収納いたしましたので通知します。

双葉地方水道企業団企業出納員

通信欄

双葉地方水道企業団
T9000020078883

①お客様番号

料金のお問い合わせや水道の使用開始・休止などのご連絡の際は、この番号をお伝えください。

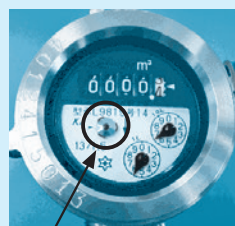
②使用水量

前回の検針から今回の検針までの使用水量です。

家族の人数や水の使い方が変わっていないのに、**前月や前年同月と比較して水量が大幅に増えている場合は、建物のどこかで漏水している可能性があります。**

漏水の確認方法

- ①建物内の蛇口を全て閉める
- ②水道メーターのパイロットを確認する
- ③パイロットが回っている場合



パイロット

漏水

企業団指定工事店に修理を依頼しましょう



令和8年度水道修理当番表はコチラ

③合計金額（請求予定金額）

今回の使用期間における水道料金です。

公共下水道に接続されている方は、下水道使用料を合わせた金額となります。

※下水道使用料に関するお問い合わせは、各町役場の下水道担当係へご連絡ください。

④口座振替済通知書（支払方法が口座振替のお客様のみ）

指定口座から前月分の水道料金等が口座振替により収納された事をお知らせしています。

施設見学に来てみませんか

個人・団体を問わず、年間を通して施設の見学を受け付けております。

見学をご希望される方は、申込書にてお申し込みください。



← 施設見学の申込書は
こちら



問：総務課総務係
☎：0240-25-5315

特定帰還居住区域等の 水道管復旧をしています

富岡町・大熊町・双葉町において、特定帰還居住区域などへの水道水供給にむけて、水道管の健全性調査や復旧作業を行っています。

作業の際は水道メーターまでの給水管確認のため、お客様の敷地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



問：施設課配水係
☎：0240-25-5341

ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行っています

水道をご使用されているお客様を対象に、水道水をより安心してお使いいただくため、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行っています。

検査をご希望される方は、別に配布しました申込書にてお申し込みください。

〈申込期間〉

令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）

※お問い合わせ先（土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

申し込みについて ➡ 双葉地方水道企業団 施設課浄水係
☎：0240-25-5341

採水及び結果について ➡ 株式会社江東微生物研究所 環境営業本部いわき営業所
☎：0246-36-7131

●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小埜字小山6-2

TEL：0240-25-5315（代表）

FAX：0240-25-5385

URL：https://f-mizu.jp



お問い合わせ内容	お問い合わせ先（TEL）	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課営業係	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置（給水管や蛇口など）工事	施設課給水係	0240-26-0911



【開庁時間】
8時30分～17時15分（平日）